



第43総会期

# 宣教方策会議

## 岩の上に立つ全体教会へ危機の中で見える希望

第43総会期日本基督教団宣教方策会議が3月23日、日本基督教団会議室にてオンラインを併用して行われた。今回のテーマは「岩の上に立つ全体教会へ危機の中で見える希望」。

開会礼拝では雲然俊美議長が「キリストの教会が建つ」と題して、マタイによる福音書16章13、20節に基づいて説教をした。「信仰告白は持っているだけでよしとせず、生きることが大切」と語った。

二日目は朝の祈りに続いて小林宣教委員長が「教団教勢の現状分析」と題し、統計に基づいて発題した。2024年度の統計によると1教会あたりの礼拝平均出席数が23名であること、専任牧師不在の教会が18%に上ることが紹介された。

「もはや各教会に主任担任教師がいることが前提ではなくなっている。新たな仕組みを考えていかねばならない」と述べた。また全国で礼拝出席100名を超える教会の数が2018年度の64%に減少していることが示された。

「自分自身ではなく神に希望を持つべき。福音理解や聖礼典の乱れによる対立構造から変わらなければならぬ」とした。

その後9分団（うちオンライン3分団）に分かれて昼食を取りながら協議を行った。全体協議会では各分団から報告がなされ「説教者バンク」の必要性、教団と各教会との温度差、四国教区の事例にみられる信徒の積極的参加の重要性等が話された。

「日本基督教団『人事局（仮称）』創設に関する提案」（森本裕子長野県町教会牧師）

現在教団には人事を統括する部門が存在せず、それが教職の職務環境の不透明さや誤認を生む要因となっていると考える。教団機構改定の動きがある中で、教職の権利を守り御心に適った配置を実現するために人事局の設置を提案する。今回は女性教職の立場からの発題だが、これは女性だけの問題ではなくすべての教職に関わる問題だと捉えている。

教区によっては教職の産休・育休や謝儀格差、ハラスメント等の課題に教区として取り組んでいるケースもある。しかし教職の召命が重んじられ、豊かな伝道が展開されるためには、教団としてこれらの課題に取り組む必要があると考える。その実現に向けて機構改定の中に人事局構想が加えられることを願う。

### 発題

### それぞれの立場から発題

今回の宣教方策会議では5名が発題を行った。ここでは一日目に行われた4名の発題の要旨を報告する。

【発題①】「教団機構改定を巡って」（藤掛順一教団機構改定検討委員）

機構改定の議論は、第39総会期の予算決算委員会による2020年度以降の教団財政を危惧する報告から始まった。その後、財政スリム化や負担金減額等を旨とする機構改定案骨子や教規変更案等が作成されたが、議論

不足等を背景に第42回教団総会での議案化を断念。しかし課題として続けられた4名の発題の要旨を報告する。

口規模に対して教会数が多いため、長い歴史のある互助制度や信徒が中心となってきた常務委員会は第42回総会に『教団機構改定の目的と課題を確認する件』、第43回総会に『日本基督教団の全体教会としての一体性を確認する件』を提案し、総会で決議された。これらを土台に、常務委員会は第44回総会での議案化を念頭に喫緊の課題である総会議員数削減等の素案を承認した。

出版局の事業縮小は申し訳ない気持ちでいっぱい。23名の職員、アルバイトの今後のために祈ってほしい。

「教団の文書伝道のこれから」（網中彰子総幹事・出版局長代行）

教団の文書伝道のこれから、出版局長代行の網中彰子氏が述べた。出版局は教会間交流の充実に貢献し、信徒の教区活動への積極的な参加の3点を活動の柱とする。厳しい状況の中でも信徒と教職が共に宣教の使命を果たしていきたい。

「女性教職の立場から」（新報編集部報）



参加者からの質疑に応じる発題者



発題する寺島四国教区議長

寺島四国教区議長は、教区機構改定が目指すこれからの伝道（寺島謙四国教区議長）

四国教区は小教会を多く抱えているが、人

「教団の文書伝道のこれから」（網中彰子総幹事・出版局長代行）

女性教職の立場から（新報編集部報）



飯田輝明議長（中央）と受按者（左から、柳沼大輝、見城康佑、坂口由起、小倉裕子各教師）

飯田輝明議長（中央）と受按者（左から、柳沼大輝、見城康佑、坂口由起、小倉裕子各教師）

## 156回 神奈川教区総会報告

### 「教師試験は不当とまでは言えない」議案引き続き議論

2月28日、第156回神奈川教区総会が清水ヶ丘教会で開催された。議員名簿の訂正の際、2名の議員がそれぞれ最近逝去したことが報告され、慰めが祈られた。第1号として前々回から議案化された「今回行われた日本基督教団の教師試験が、神奈川教区から見ると不当とまでは言えない」と決議する件について議論が交わされた。特に提案理由にある、1981年に教区常置委員会と教団教師検定委員会で合意したという11点の確認事項について多くのやりとりがなされた。

「20年以上にわたって教団側も試験基準を統一するための議論を重ねてきた歴史があり、そのような多大な労力を踏まえずに1981年時点の状況だけで議論するのは少し乱暴ではないか」との意見があった。また、「過去の事柄も現在の言葉で言い直して現代の問題として提起する」という教区の方針にも反しているとも指摘された。

（長倉 基報）

# 常議員会

## 第43総会期 第7・8回臨時

### 第44回日本基督教団 総会

◎日程 2026年10月27日(火)～29日(木)  
 ◎場所 日本基督教団 富士見町教会  
 大礼拝堂  
 \*27日(火) 昼礼拝、28日(水) 志道者会、  
 29日(木) 祈禱会(午前・午後)は通常  
 通り行われます。  
 \*大礼拝堂の座席に全員は着席できませんの  
 で補助椅子を使用します。机はありません。  
 \*ごみは各自、毎日お持ち帰りください。  
 \*会堂および千代田区・新宿区の路上は全面  
 禁煙です。

### 第7回臨時

## 教団総会の日時と会場を再決議へ

第7回臨時常議員会が3月24日にオンラインにて開催された。当初、本常議員会は春季検定試験の合格者承認を行うために予定されていたが、情勢の変化により取り扱いは事項が加えられた。

《2026年春季教師検定試験合格者承認の件》  
 春原禎光教師検定委員長が、2月24～25日に行われた春季教師検定試験の結果を報告した。それによると補教師は受験者22名中15名合格、4名不合格、3名継続。正教師は11名中7名合格、4名不合格だった。採決の結果、本件は承認された。

《2026年秋季教師検定試験日程変更および可否の通知について》  
 続いて今秋の教師検定試験の日程変更が提案された。従来、筆記試験の翌日以降に面接試験を行っていたが、試験翌日を採点日として翌々日から面接試験を行うよう変更するものである。これは2025年秋季試験における可否判定および通知について混乱が生じ、複数の教区や神学校から委員会に意見や要望が寄せられたことを受け、より慎重に可否判定を行うためであると説明された。

また可否の通知について「面接試験での通知は正式なものではなく最終可否判定会議や教団総会(常議員会)の承認を経て確定するまでは教会の週報やSNSでの発信を控えるようこれまで以上に周知していくとした。

これに対しては日程が伸びることによる受験者の負担増加に配慮を求め、意見、面接試験にオンラインの活用を要望する等の意見が交わされた上で承認された。

《新会社(株式会社アイ・パブリッシング)との基本合意書及び業務委託契約の件》  
 出版局の事業終了に際して株式会社アイ・パブリッシング(佐治一裕代表取締役)との間で交わす基本合意書案が検討され、賛成多数で承認された。内容としては、キリスト教文書発行事業の継

### 第8回臨時

## 教団総会、58年ぶりに富士見町教会で開催

第8回臨時常議員会が4月15日夜にオンラインにて開催された。常議員全員が出席した。本常議員会では第7回臨時常議員会において開催が決議されたもの。

開会祈祷、点呼の後に議事「第44回日本基督教団総会開催日時と会場に関する件」が上程された。はじめに黒田若雄書記が議案を読み上げ、第44回総会を2026年10月27～29日に富士見町教会大礼拝堂にて開催することが提案された。また開催経費は約1000万円を見込んでおり、とした。

雲然俊美議長はこの提案に至った経緯について説明。「前回臨時常議員会での教団総会開催日時と場所の再決議を求める議案の提案者、総幹事、総務幹事、事務局職員とが協議をする中で候補に挙がった」と述べた。またあらかじめ承してほしかったこととして「総会中も富士見町教会の集会室は通常どおり行われていること、大礼拝堂の座席に400名の議員全員を着席できないため議席が補助椅子にあたる場合があること、議席には机が無いこと、ごみは各自が毎

日持ち帰ること、会堂のほか周辺の道路も条例によって全面禁煙であること」等を挙げた。

「再決議は一事不再議の原則に反するのではない」との指摘に対して雲然議長は「否決された議案の再審議ではない。前回評決の少数派でなかった者(賛成者)が提出している」とした上で「今回は評決の再審議であり、指摘はあたらな」と述べた。このほか「傍聴者の扱い、議場以外に必要なスペースの確保、解放劇や信徒会等についても質問が出た。黒

う十分な対応を求める意見も出た。

採決の結果、賛成22、反対4、棄権1で承認された。これにより第8回臨時常議員会を4月15日に開催することとなった。それまでに提案者と総幹事、総務幹事、事務局職員とで協議をするよう議長が求めた。

《書記報告》  
 キリスト教教育主事の認定試験が行われて1名が認定されたこと、辺野古沖転覆事故に関して、対策本部の設置や三役と総幹事の沖繩訪問等、教団としての対応が報告された。

(新報編集部報)

### 事務局報

奈良誓夫(隠退教師)



26年2月14日逝去、86歳。愛媛県生まれ。64年同志社大学大学院修了、同年より松山、聖ヶ丘、草津教会を牧会し、23年隠退。遺族は妻・奈良登貴子さん。

佐伯幸雄(隠退教師)



26年2月17日逝去、94歳。京都府生まれ。56年同志社大学大学院修了、同年より矢板教会、佐久山伝道所、杉並、同志社教会を経て恵泉女学院中学・高校に務め12年隠退。遺族は子・吉岡望さん。

三輪従道(隠退教師)



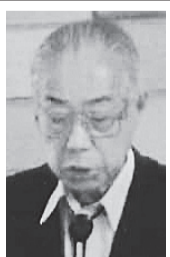
26年3月16日逝去、85歳。台湾生まれ。67年東京神学大学大学院修了、同年より千代田、上尾合同、北本、金沢元町、下関教会を牧会し、17年隠退。遺族は妻・三輪二葉さん。

下村邦夫(隠退教師)



26年2月23日逝去、96歳。大阪府生まれ。93年東京神学大学大学院修了、同年より茨木東教会を牧会し、12年隠退。遺族は妻・下村さち子さん。

林比佐雄(隠退教師)



26年2月24日逝去、94歳。京都府生まれ。60年同志社大学大学院修了、同年より枇杷島、安城、広路、玉島教会を牧会し、10年隠退。遺族は妻・林順子さん。

萩原純一(隠退教師)



26年3月3日逝去、93歳。東京都生まれ。62年東京神学大学大学院修了、同年より小岩、川谷片瀬教会を牧会し、07年隠退。遺族は妻・萩原時子さん。

山本愛子(無任所教師)



26年3月26日逝去、82歳。愛知県生まれ。97年受允、99年受按。97年よ

り佐久、篠ノ井教会を牧会。遺族は子・山本みつきさん。

大隅啓二(隠退教師)



26年3月31日逝去、97歳。東京都生まれ。56年東京神学大学大学院修了、同年より豊橋中部、上野、松阪、金沢南部教会を牧会し、94年隠退。遺族は弟・大隅甲吾さん。

正教師登録  
 小倉裕子、坂口由起、見城康佑、柳沼大輝(2026.2.28受按)  
 教師異動  
 東京聖書学校  
 辞(神)島 隆三  
 瀬高 就(代)筒井直行  
 教師隠退  
 吉田耕三、増田陽一、島 隆三  
 隠退より復帰  
 棚村恵子、福井博文  
 教会離脱  
 日野原記念上尾栄光教会合併  
 宇部、宇部緑橋  
 (宇部教会設立)  
 教会解散  
 葦のかこ  
 関係学校承認  
 日ノ本学園

お詫び・訂正  
 教団新報5044号3面「事務局報欄、松永久和教師、大学院修了年「76年」を「78年」に、お詫びして訂正いたします。

伝 道 報 告



七十二人は喜んで帰って来て、こう言った。…イエスは言われた。「あなたがたの名が天に書き記されていることを喜びなさい。」  
ルカによる福音書第10章17節～20節

伝道推進室より応援した教会・伝道所

それでも希望を持っている

小倉東篠崎教会牧師、小倉日明教会牧師（代務者） 沖村 裕史

道が狭く、会堂全体を一望できないのだが見えない礼拝堂の部分を描き加えた。役員の小川さん夫妻に伺った。2017年から無牧で、礼拝出席も多くて7人らしい。牧師招聘のための献金目標額までもう少し。よく整理された教会ホームページに希望が見える。

このままの教会である。築94年の会堂。壁塗装、配線補修、LED化と、ここ数年で補修を重ねてきた。あと残すは一番厄介な屋根補修。周辺の花壇にはいつも花が咲いている。花壇を手入れし、講壇の花を飾ってくださっているのは、礼拝に出席している正教会の信徒の女性である。「絵描きの目には美しく映る」教会堂を、このままと願っている。

「礼拝出席も多くて7人」とあるように、平均4〜5名。現住陪餐会員は10名いるが、高齢や病氣、遠方在住のため、実際に礼拝を守れているのは「役員の川辺さん夫妻」2名だけである。「それでも希望を持っている」。さきほどの正教会の方を含め他教派の方が3名、天に召された教会員のパートナーが1名、いつも一緒に礼拝を守っておられる。また時にミッションスクールの学生たちも来てくれる。教会学



礼拝後のバイブルカフェ

校にも、川辺正直教師の手作りキーキヤパンに舌鼓を打つ中高生が途切れずに出席されている。すべてが恵みである。

ただ、代務を含めて17名の教師が仕えてきたが、「2017年から無牧」、この9年、代務が続いている。10年間主任担任であった元教師がふと漏らされた、「もっと地域とのつながりを持ってほしい」。福音宣教のチャンスはいつでも、地元、足元にある。専従なら専任の教師が…との願いから8年前から始めた「牧師招聘のための献金目標額までもう少し」。多くの教会や個人の献金に支えられ、励まされている。ここでも希望は潰れていない。

何よりも「役員の小川さん夫妻」の存在が、この小さな群れに示される神からの希望の光である。主日礼拝の説教は代務が月2回、その他のすべてを、関田寛雄先生から薫陶を受けた川辺正直役員が担っている。他に書記・教会学校、そして「よく整理された教会ホームページ」も。また川辺希和子役員も奏楽・会計の他に、教区・地区の様々な奉仕を担っている。

このお二人がいればこそ、メイク・ア・ウィッシュ（難病と闘う子どもたちの夢をかなえることを目的としたボランティア団体）の大野寿子さん最後の奉仕となった『元気教会プロジェクト』（2024年6月）もできた。環境と平和をテーマに教会公開講座（今年度は高橋沙奈美『ウクライナ信仰と正教会の分断』）平和と祈りのための戦い』42名参加も続けていける。そして今も、様々なチャレンジができていく。足元を照らす神の光と導きを信じて、希望を抱いている。

寄せ場からの声

《関西労働者伝道委員会》

ホッとスペースを求めて

2024年11月より、関西労働者伝道委員会（関西労伝）は、釜ヶ崎（関西労伝）は、釜ヶ崎ディアコニアセンター喜望の家を集まり、毎月2回（第2、4水曜日）のペースで、釜ヶ崎界隈で野宿を続けている労働者の寝場所に向いて安否確認等に取り組みむこと（夜回り）を、若い人たちが中心になって続けています。

かつては、大阪だけで約1万人、全国で約2万人の方が野宿を続けていると言われていたが、いまや野宿者数は激減し、2025年1月の厚生労働省による野宿者調査では、大阪府は763人、全国では2591人となっていています。そういった最近の状況ですが、関西労伝夜回りでは、毎回30人ぐらいの労働者の方と出合い続けていますし、労働者に声掛けをしながら、おにぎりやお茶、寒い時期にはカイロや毛布等も配布しています。

こういった夜回りを続ける中で起きた悲しい出来事は、2025年6月、夜回りで出会った労働者の「死」に立ち合ったことでした。その労働者は、釜ヶ崎にある公園の中に建てられている小屋の中で生活を続けていたのですが、次第に体調を崩し、明らかに入院が必要な状態であるにも関わらず、どの夜回りグループが入院を勧めても最後まで拒否。そして、2025年6月、公園の中に建てられている小屋の中で亡くなられたのです。私がその労働者の方に出会ったのは亡くなられる1週間ほど前のことでした。

名前も年齢も誰にも明かさず、公園で一人寂しく亡くなられた労働者の死は私にとっては衝撃的な出来事でした。30年を超える自身の釜ヶ崎での関わりを改めて問われる出来事でもありません。そしてこの中で思ったことは、亡くなられた労働者の方が、釜ヶ崎で、ホッとくつろげる場所を持つていたのだろうかという点です。関西労伝夜回りの次の課題は、野宿を続けている方がたとえ名前や年齢等を明かさなくても、ホッとくつろげる場所（ホッとスペース）を具体的に作っていくことではないか、そしてこのことは、「友なき者の友」となった「イエスの生き様」に少しも近づいていないかと改めて思わされています。

（大谷隆夫報／関西労働者伝道委員会委員長）

旧統一協会に対する宗教法人解散命令についての声明

2026年3月4日、東京高等裁判所は、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に対し、宗教法人の解散を命じる決定をしました。

東京高裁は、旧統一協会について「①旧統一教会であることを秘し、「先祖の因縁」などと害悪を告知して対象者の不安をあおるなど、対象者の自由な意思を制限し、適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金等を勧誘したり、②対象者やその親族の生活の維持に支障が生じることになるような過大な献金等を勧誘したりするなどの不法行為を行った」とし、それは2009年に旧統一協会による「コンプライアンス宣言」以降も、現在にいたるまで「不法行為に該当する献金の勧誘を継続して行っていたものと認めるのが相当である」と、事実認定をしています。そして、旧統一協会によるこれらの行為は、「宗教法人法81条1項1号（法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと）に該当する事由があると認められる」とし、東京高裁は「旧統一教会（原文ママ）の解散を命ずることが必要でやむを得ないといわざるを得ない」とし、宗教法人解散の命令に踏み切りました。

日本基督教団カルト問題連絡会は、1986年に「統一原理問題連絡会（2018年に「カルト問題連絡会」に改称）」が組織されて以来、約40年間にわたり、旧統一協会による被害に対する実態に基づき、一貫して対策および注意喚起を行い続けてまいりました。よって、今般の東京高裁による決定を妥当であるとみなし、宗教法人解散命令を支持すると共に、献金被害者への弁済などの清算手続きが進められることを望みます。旧統一協会は、宗教法人解散命令を受けましたが、日本国憲法第20条に示された「信教の自由」により、今後も宗教団体としての活動が保障されます。引き続き、旧統一協会による活動を注視しつつ、被害に対して真摯に対応してまいります。

なお、今回の宗教法人解散命令は、教団組織が「何を信じているか」ではなく「どのような手段を用い、どのような人権侵害や不法行為を行ってきたか」を理由に下されたものです。しかし、宗教法人法が濫用され、「何を信じているか」という理由だけで、政府によって解散命令が下されることがあってはなりません。今後も、宗教法人法の適切な運用がなされるように動向を見守ってまいります。また、旧統一協会の信者・元信者・身内であるという理由だけで、不当な差別が行われ、かえって被害者の救済が遠のくことのないように、この問題についての理解が広がるよう努力を続けてまいります。

2026年3月6日

日本基督教団カルト問題連絡会

牧師の働き方改革！

2026年度の諸教会・伝道所、関係学校・団体・施設等の活動に、主のお支えと指導を祈っている。特に、伝道の困難な社会であり、時代である中で、この度、各地に遣わされた新任の教師たちが、伝道進展の新たな突破口を開いてくれることを期待している。

その上で、新任教師に限らず教師の皆さんには、ご自分の心身の健康管理に十分に心を配っていただきたいと願っている。自分自身の経験からも言えることだが、ついついがんばり過ぎ

てしまうことが多いからだ。それに関して長年頭を悩ませていることが、ほとんどの教会で、教師（牧師、伝道師）の労働環境が十分に整っていないという課題である。社会全般に「働き方改革」が浸透している中で、牧師の場合は、週40時間労働など、働きの特性により適用が難しくかったり、小規模の教会においては、育休や休職の手段などを検討する余裕が無い場合もある。自分自身、冬期間使用するストーブの煙突の取り付け・取り外しの高所作業をしながら、「ケガをしたら教会に迷惑をかける…」との思いが心に浮かぶ。

教団では、教会が教師を招聘し（教規第106条）、謝儀を呈しているため、教団として規則を定めることはできないが、せめて、先行事例を紹介したり、大まかなガイドラインを設けることができないものかと思っている。

（教団総会議長 雲然俊美）